

有期労働者の無期転換・同一労働同一賃金対応の就業規則の見直しと労務管理のポイント

講師 弁護士 村本 浩

(岩谷・村本・山口法律事務所)

有期労働者に関して近時、大きな法改正が続いています。

平成30年4月1日以降、通算5年を超える有期労働者に対して無期転換権が付与されますので、無期転換に対応する就業規則の見直しが必要となってきます。

平成28年12月20日に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が出され、また、本年に入り3月28日に「働き方改革実行計画」が出され、今年度中に同一労働同一賃金の実現に向けた法改正を行うことを打ち出しています。

本セミナーでは同一労働同一賃金に関連して、現在出ている高裁判決等に照らして、どこまでの対応が必要となるのかを説明いたします。

＜事務局より＞

人事労務管理者の専門所管部署の皆様におかれましては、村本講師の豊富な経験を踏まえたお話は、日々の業務に活用できることと推察いたします。

万障繰り合わせのうえ、是非ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

有期労働者の無期転換・同一労働同一賃金
対応の就業規則の見直しと労務管理の
ポイント

1. 無期転換に関する法令の重要ポイントの解説
2. 無期転換の発生を見据えた実務対策
～就業規則の見直し例～
3. 「同一労働同一賃金」の議論と改正の方向性
4. 労働契約法第20条について
5. ガイドライン案について
6. 無期転換と同一労働同一賃金がクロスする問題
7. 質疑応答

開催日程

有期労働者の無期転換・同一労働同一賃金対応 の就業規則の見直しと労務管理のポイント

講師：弁護士 村本 浩（岩谷・村本・山口法律事務所）

日時：平成29年6月23日（金）13：30～16：30

会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49

5階特別会議室

受講料：（賛助会員）5,000円（一般）8,000円（消費税込）

申込み方法：参加申込書をFAXでお送り下さい。

講師の紹介

弁護士 村本 浩

岩谷・村本・山口法律事務所

訴訟、企業・労働法務、個別的労働関係紛争・団体的労使紛争への助言・代理、
労務コンプライアンス意見書作成、労務デューデリジェンスなどに従事

【経歴】2006年 京都大学法科大学院修了・司法試験合格

2007年 弁護士登録（大阪弁護士会）

2008年 北浜法律事務所入所

2009年 経営法曹会議

2014年 北浜法律事務所退所

2015年 村本綜合法律事務所設立

2016年 岩谷・村本・山口法律事務所設立

お申込にあたって

1. 参加申込書をFAXでお送りください。

後日、受講者証・受講料請求書・会場地図を郵送致します。なお、受講者証等は、ご担当者宛に郵送させていただきます。

2. 受講料はセミナー開催日の7日前までにお振込ください。開催日間近のお申込の場合は2日前までにお振込ください。お振込手数料は、貴社にてご負担ください。なお、現金でのお取り扱いには致しておりませんのでご了承ください。領収書は原則として発行しておりません。

3. 参加申込のキャンセルについて、開催日の7日前までに当センターセミナー担当へご連絡いただいた場合は、受講料の全額を払い戻し、開催日2日前までは受講料の50%を払い戻し致しますが、開催日前日以降は受講料の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

FAX 06-6949-4487

公益財団法人 産業雇用安定センター 大阪事務所セミナー担当 宛

有期労働者の無期転換・同一労働同一賃金対応の

就業規則の見直しと労務管理のポイント

参加申込書

平成29年6月23日(金)開催

貴社名			
ご住所	〒 ー		
ご担当者	部署・役職名	TEL	
	ご氏名	FAX	
参加者名	(フリガナ)	部署名	役職名
1.	()		
2.	()		
ご担当者E-mail	受講料合計		¥

参加申込書記載の情報につきましては、当セミナーの受講者整理の為に使うほか、場合によっては当センターが開催するセミナー等の案内やアンケートの実施に使用させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。当センターでは、お客様の個人情報を厳重に管理しておりますので、外部に開示する事は一切ございません。

《弁護士 村本 浩 講師への質問箱》下記にご記入ください。（講師に事前にお伝えします）

--

お問い合わせ先：公益財団法人 産業雇用安定センター・大阪事務所 セミナー担当

TEL 06-6947-8138（ダイヤルイン） FAX 06-6949-4487

E-mail: osaka-s2@sangyokoyo.or.jp